

## 低入札価格調査の失格基準の取扱いについて（改正）

九重町が競争入札に付する低入札価格調査の対象工事（設計金額1億円以上）の失格基準の取扱いについて、次のとおり改正する。

### 【改正事項】

失格基準（設計金額における各経費の額に下表の割合を乗じて得た額の合算額）の算定にあたり、「その他経費の額に70%を乗じて得た額」を「その他経費の額に74%を乗じて得た額」に改める。

経費区分	割合	備考
直接工事費	87%	共通仮設費積上分を含む。
その他経費	<u>74%</u>	共通仮設费率計上分、現場管理費及び一般管理費等の合計額

### 1. 失格基準（税抜き）の算定式

失格基準（税抜き）＝直接工事費×87%＋その他経費×74%

※計算の結果、1万円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額

### 2. 適用時期

令和4年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事に適用する。